

山鹿市人権啓発・教育推進に関する要領を次のように定める。

令和8年7月13日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市人権啓発・教育推進に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、山鹿市人権モニター（以下「モニター」という。）及び山鹿市人権サポーター（以下「サポーター」という。）を設置し、部落差別をはじめあらゆる人権問題に関する意見、質疑等を市政に積極的に反映させるとともに、地域リーダーとして自ら啓発を行い、もって人権教育のより一層の推進を図ることを目的とする。

（モニター）

第2条 モニターは、本市住民で、山鹿市人権モニター養成講座を修了した者及び各種会議、講座等に参加した者のうちから選定し、市長が委嘱する。

2 モニターの任期は3年とする。

3 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) モニター会議に出席し、身近な人権課題等について共有し、意見交換を行う。
- (2) 各種研修会等に参加し、指導者としての資質の向上に努める。
- (3) 部落差別をはじめあらゆる人権課題の解消に向けた啓発及び指導・助言を行う。
- (4) その他啓発活動に積極的に協力する。

（サポーター）

第3条 サポーターは、山鹿市人権モニターとして委嘱を受けた者のうちから選定し、市長が委嘱する。

2 サポーターの職務は、できるときに、できることを、無理なく行うことを基本とし、次のとおりとする。

- (1) サポーター会議に出席し、身近な人権課題への思考や取組等について、情報交換を行う。
- (2) 自主的に人権啓発に関する情報発信に取り組む。
- (3) その他啓発活動に必要な協力を行う。

（守秘義務）

第4条 モニター及びサポーターは、活動上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月13日から施行する。